〇 主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

〇 事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

ー 控訴人ら

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人が控訴人らの昭和六三年分の贈与税について平成三年七月三〇日付けでした各更正処分及び各過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

二 被控訴人

主文と同旨の判決を求める。

第二 事案の概要

事案の概要は、控訴人らの当審における主張を次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」の「第二事案の概要」の記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人らの当審における主張)

財産評価通達は、その昭和三九年四月に発令されて以来、申告納税を行う納税者によって準拠されてきて、既に法的確信の域に達し法規性を取得しているものであり、また、平成二年八月に財産評価通達が改正されるまでは、株式の負担付贈与についても、一貫して財産評価通達一六九の定める評価方法によって評価したところに従って納税ないし課税がなされてきたものであるから、本件各課税処分は、法規性を有する財産評価通達及び信義則に反するものであって、違法である。第三 争点に対する当裁判所の判断

のであって、控訴人らの主張は、到底採用することができない。 ニ そうすると、控訴人らの本訴請求を棄却した原判決は正当であって、本件控訴 はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担については 行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条及び九三条の各規定を適用して、 主文のとおり判決する。

(裁判官 町田 顯 村上敬一 中村直文)